

第 23 回京都学生祭典関連企画 参加同意書

第 23 回京都学生祭典実行委員会

実行委員長 峯田 真裕 様

(団体名・代表者名) _____ は、第 23 回京都学生祭典実行委員会
(以下、「実行委員会」) が主催する第 23 回京都学生祭典 (以下、「学生祭典」) の本祭及び
本祭に付随する各種企画等 (以下、「学生祭典関連企画」) への参加に際し、下記の項目に同意
いたします。

1. 本同意書に付属する各募集要項、企画書等に定める条件で学生祭典関連企画に参加し、講
習・ガイダンス等の内容を遵守します。
2. 実行委員会が参加団体へ情報の提供を求めた場合、速やかに必要な情報を開示します。また、学生祭典に関する機密情報を得た場合、実行委員会の事前の同意なく、第三者に開示
又は漏洩しません。
3. 学生祭典関連企画に参加するにあたり、参加者、又は参加団体 (以下、「参加者等」) の負
担による費用が発生する場合は各募集要項、企画書等に記載の期日までに必要金額を指定
の方法で支払います。なお、振込手数料は参加者等にて負担いたします。本同意書の定め
に従い、学生祭典関連企画への参加が中止となった場合においても、支払った費用の返還
を求めません。打ち合わせや会場への交通費、参加に関わる費用は全て参加者等が負担い
たします。
4. 実行委員会が運営などに支障をきたすと判断した場合、若しくは社会情勢、天候又は会場
環境の状況等により、その告知時期・方法に問わらず運営上のルールや内容等を変更する
こととなった際には、その変更に従います。
5. 以下の理由により学生祭典関連企画への参加を拒否された場合、その決定に従います。
 - (1) 実行委員会及び京都学生祭典組織委員会 (以下、「組織委員会」) が定める学生祭典の趣
旨に照らして、学生祭典で参加者等が実施する企画内容が適当でないと判断したとき。
 - (2) 参加者、又は参加団体に所属する個人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反
社会勢力であると判明したとき。
 - (3) 悪天候、天災地変、暴動その他不可抗力等により、学生祭典関連企画に参加することが
困難又は不可能となるおそれがあると実行委員会が判断したとき。
 - (4) 本同意書に規定した禁止事項に該当する行為を行ったとき。

6. 以下の項目に該当する禁止行為は行いません。

(1) 事故が発生するおそれのある行為

- ・催しでの使用許可を除く火気・刃物の使用（食企画の出店の場合を除く）
- ・飲酒行為
- ・喫煙行為
- ・その他の参加者及び来場者に危害を及ぼす可能性がある行為

(2) 政治的行為又は宗教的行為（布教活動、宣伝行為）

(3) 公序良俗に反する行為

(4) 各種施設を破損、又は汚損するおそれのある行為

(5) 著しく美観風致を害する行為

(6) その他、実行委員会又は組織委員会が、本同意書に違反又は学生祭典関連企画の円滑な運営の妨げになると判断した行為

7. 以下の項目に起因又は本同意書に違反したことにより、費用が発生した場合又は実行委員会が第三者に賠償金を支払った場合、発生した全ての費用及び賠償金を支払います。

(1) 学生祭典関連企画への参加を拒否された場合

(2) 禁止行為を行った場合

(3) 自己都合により参加をキャンセルした場合

(4) 学生祭典関連企画の準備・開催・撤収中に使用する施設、機材、楽器等を破損・汚損・紛失した場合

(5) 学生祭典関連企画の出演で使用した衣装、用具、音楽、振付その他一切について、知的財産権等を含む第三者の権利を侵害又は侵害した恐れがある場合

(6) 本同意書に定める実行委員会からの請求があった場合

8. やむを得ない場合を除き、参加申込後の出演は辞退しません。

9. 参加団体の場合、所属する個人について、適切に管理を行います。また、参加団体に関する一切の責任を負います。参加団体に所属する個人に未成年者が含まれる場合、学生祭典関連企画への参加について当該個人の親権者などの法定代理人から同意を得ます。

10. 参加団体が学生祭典関連企画の準備・開催・撤収中に事故等を発生させた場合、速やかに実行委員会に状況を報告し、その指示に従い、事態の解決に協力します。また、主催者及び関係者に責任を追及しません。

11. 【食企画の出店の場合】食品の提供にあたり火気を扱う場合は、事故が起きないよう細心の注意を払います。事故の発生が予見できる場合は、事前に改善の指導を仰ぎます。必要な改善が行われず、即時中止を命じられた場合は、その命令に従います。

12. 【食企画の出店の場合】食品の提供にあたり、衛生面について実行委員会及び保健所の指示に従い十分注意するとともに、食中毒やその他事故が発生した場合、一切の責任を負います。
13. 学生祭典関連企画には車両（自転車、オートバイ、電動キックボード等を含む）で来場しません。備品等の運搬のため、やむを得ず車両での来場を希望する場合は、事前に相談し、所定書式「車両情報シート」を提出し、指定する場所での搬入・搬出を速やかに行います。また、車両での搬入・搬出に関わる一切の費用を負担します。指定場所以外での駐車に伴う不利益が生じた場合、自らの責任において処理します。
14. 学生祭典関連企画に関して、実行委員会が指定する第三者が広告宣伝、パンフレット等の目的のために参加者の氏名（名称）、芸名、肖像、写真、経歴等を無償で使用することを承諾します。参加団体に所属する特定個人が対象となる場合は、事前に参加団体から本人へ使用の承諾を得ます。
15. 学生祭典関連企画への出演に係る著作権法上的一切の権利（著作隣接権、二次使用料請求権、貸与報酬請求権、私的録音録画補償金請求権等を含む）を実行委員会が使用することを承諾します。なお、使用した衣装、用具、音楽、振付その他一切のことについて、第三者から著作権等の権利侵害を指摘された場合は、参加団体において速やかに対応します。
16. エントリーフォームへの入力内容等、実行委員会に提出した事項はすべて事実かつ正確であることを誓うとともに、提出した事項に変更が生じたときは、速やかに実行委員会に連絡します。
17. 学生祭典関連企画、及び学生祭典に関連する団体のイベント等の案内や連絡のため、実行委員会がエントリーフォームにて届け出た連絡先を利用することについて承諾します。
18. 定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、定めなき事項及び各条項の解釈に疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、誠意をもって協議し、その解決にあたります。

以上

令和7年 月 日

団体者・代表者名：_____